SATUDORA HOLDINGS

第７回定時株主総会
招集ご通知

株主の皆さまへのお願い
●株主総会当日の会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申しあげます。
●議決権の行使は、郵送またはインターネット等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

https://s.srdb.jp/3544/

お土産、株主懇親会はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2023年８月9日（水曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所

札幌市中央区南十条西三丁目１番１号
札幌パークホテル
３階「パークホール」

目 次

第７回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
株主総会会場ご案内図

サツドラホールディングス株式会社
証券コード：3544

証券コード 3544
2023年7月20日
（電子提供措置の開始日2023年7月14日）

株 主 各 位

札幌市東区北八条東四丁目1番20号
サツドラホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 富 山 浩 樹

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第７回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年8月8日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
なお、本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに掲載しております。

＜当社ウェブサイト＞　https://satudora-hd.co.jp/ir/stock/meeting/

＜東京証券取引所（東証）ウェブサイト＞　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。当社名（サツドラホールディングス）または証券コード（3544）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

敬 具

記

1.日　時	2023年８月９日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）	
2.場　所	札幌市中央区南十条西三丁目１番１号 札幌パークホテル　３階　「パークホール」	
3.目的事項	**報告事項**	１．第７期（2022年５月16日から2023年５月15日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第７期（2022年５月16日から2023年５月15日まで） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)６名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
●本年ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
●代理人によるご出席の場合は、当社定款第17条の定めにより、代理人は、当社の議決権を有する他の株主さまご本人の議決権行使書用紙及び代理権を証する書面（委任状）を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
●本株式総会はインターネットによりライブ中継をいたします。詳細は6頁をご覧ください。
●後日、インターネットによる株主総会の動画配信を行います。
●ご出席の株主さまへの「お土産」、「株主懇親会」のご用意はございません。
●当社運営スタッフは、体調を確認のうえマスクを着用する場合がございます。
●会場の座席は、間隔を保つため、余裕をもった配置とさせていただきます。
●入場後、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの当社運営スタッフにお声掛けください。

●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、お送りする本書面には記載しておりません。

〇事業報告の以下の事項

・企業集団の現況に関する事項のうち、「事業の経過及びその成果」「財産及び損益の状況」「事業年度末日における特定完全子会社の状況」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所及び店舗」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の状況に関する重要な事項」

・会社の株式に関する事項

・会社の新株予約権等に関する事項

・会計監査人に関する事項

・業務の適正を確保するための体制

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

〇連結計算書類

・「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

〇計算書類

・「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

〇監査報告

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

・計算書類に係る会計監査人の監査報告書

・監査等委員会の監査報告書

したがいまして、本書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

●今後の状況により、本株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

＜当社ウェブサイト＞

https://satudora-hd.co.jp/ir/news/

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席いただける場合

開催日時　2023年8月9日（水曜日）　午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

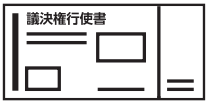

株主総会にご出席いただけない場合

＜郵送で議決権を行使される場合＞

行使期限　2023年8月8日（火曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

＜インターネット等で議決権を行使される場合＞

行使期限　2023年8月8日（火曜日）　午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照の上、議案に対する賛否をご送信ください。

詳しくは次ページをご覧ください。▶

［ご注意事項：議決権の重複行使について］

① インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

［議決権電子行使プラットフォームのご利用について］
（機関投資家の皆さまへ）
機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権をご行使いただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

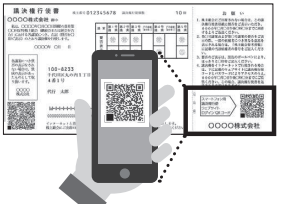

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

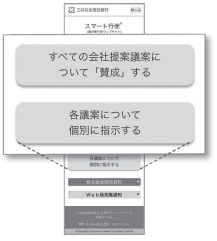

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

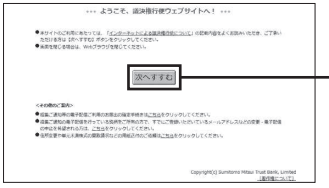

「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

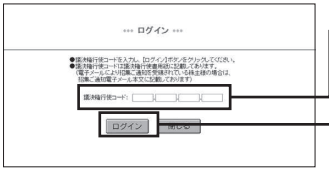

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

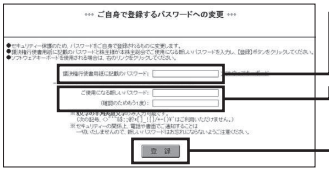

「パスワード」を入力

新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があり、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間　9：00～21：00）

上記以外の場合

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
0120-782-031（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

株主総会ライブ中継のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影にあたり、ご出席株主さまのプライバシーには十分に配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1．配信日時

2023年８月９日（水曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時刻15分前の午前９時45分頃に開設予定です。

2．視聴方法

（1）パソコン、スマートフォン等で以下の株主総会オンラインサイトへアクセスしてください。

※本サイトの推奨ブラウザはMicrosoft、Edge、Google、Safariです。
Internet Explorerではご利用いただけませんのご注意ください。

URL	https://youtube.com/live/w5r6C4q8ZN8?feature=share

3．ライブ中継ご視聴にあたっての留意事項

（1）インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められませんので、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言をお受けすることはできません。議決権は、「書面」または「インターネット」にて事前にご行使くださいますようお願いいたします。

（2）やむを得ない事情により、ライブ中継を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト（https://satudora-hd.co.jp/ir/stock/meeting/）にてお知らせいたします。

（3）ご視聴は、株主さまご本人に限らせていただきます。

（4）ライブ中継の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。

（5）ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）によっては、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴できない場合がございます。

（6）ご視聴に際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担になります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまの負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新規事業への投資など将来の企業価値を高めるための投資に活用する方針であります。

なお、期末配当を以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　10円
総額　138,037,610円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年８月10日（木曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（目 的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 (1) ～ (40) (条文省略)	（目 的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 (1) ～ (40) (現行通り)
＜新設＞	(41) ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその育成
＜新設＞	(42) 有価証券の取得及び保有
＜新設＞	(43) 投資事業組合財産の管理及び運用
＜新設＞	(44) 新規事業創出支援事業
＜新設＞	(45) 医療機関に対するコンサルティング業
＜新設＞	(46) 物流業務の受託
(41) 前各号に附帯関連する一切の事業	(47) 前各号に附帯関連する一切の事業

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からは、すべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	再任	富山（とみやま）　浩樹（ひろき）	代表取締役社長CEO	17回/17回（100.0%）
2	再任	吉田（よしだ）　俊哉（としや）	取締役副社長COO	17回/17回（100.0%）
3	再任	大和谷（やまとや）　悟（さとる）	常務取締役	17回/17回（100.0%）
4	再任	高田（たかだ）　裕（ひろし）	常務取締役CHO	17回/17回（100.0%）
5	再任	中村（なかむら）　真紀（まき）	社外取締役	17回/17回（100.0%）
6	再任 社外　独立	保田（ほうだ）　隆明（たかあき）	社外取締役	13回/13回（100.0%）

（注）1.中村真紀氏は現在社外取締役ですが、選任後は社内取締役に就任する予定です。

候補者番号
1
再 任

富山（とみやま） 浩樹（ひろき）

生年月日	1976年9月5日生
所有する当社株式の数	353,073株
取締役在任期間	7年
取締役会出席回数	17回/17回 (100.0%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1999 年 4 月	株式会社ダイカ（現 株式会社あらた）入社
2007 年10月	株式会社サッポロドラッグストアー入社
2011 年 5 月	同社取締役
2012 年 5 月	同社常務取締役
2012 年 5 月	株式会社サッポロドラッグサポート（現Creare株式会社）取締役
2013 年 8 月	株式会社リージョナルマーケティング代表取締役社長
2014 年 5 月	Creare株式会社代表取締役社長
2015 年 5 月	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長
2016 年 2 月	株式会社エゾデン取締役副社長
2016 年 8 月	当社設立代表取締役社長
2017 年 5 月	GRIT WORKS株式会社代表取締役会長
2017 年 7 月	AI TOKYO LAB株式会社（現 AWL株式会社）代表取締役会長
2018 年12月	株式会社シーラクンス代表取締役会長
2019 年 7 月	株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長CEO（現任）
2019 年 7 月	株式会社シーラクンス取締役（現任）
2019 年 7 月	GRIT WORKS株式会社取締役会長（現任）
2019 年 7 月	AWL株式会社取締役CMO
2020 年 8 月	当社代表取締役社長CEO（現任）
2020 年 8 月	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長CEO（現任）
2020 年11月	RxR Innovation Initiative株式会社取締役（現任）
2020 年11月	株式会社出前館社外取締役（現任）
2020 年11月	バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2021 年 4 月	AWL株式会社社外取締役（現任）
2022 年10月	株式会社S Ventures取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長CEO
株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長CEO
株式会社シーラクンス取締役
GRIT WORKS株式会社取締役会長
RxR Innovation Initiative株式会社取締役
株式会社S Ventures取締役
株式会社出前館社外取締役
バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、当業界、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。また当社代表取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。

よしだ　としや
吉田 俊哉

生年月日	1963年3月13日生
所有する当社株式の数	4,976株
取締役在任期間	4年
取締役会出席回数	17回／17回 (100.0%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986 年 4 月	新神戸電機株式会社入社
1991 年 4 月	コンビ株式会社入社
2005 年 4 月	同社経営企画室長
2007 年 7 月	同社経営企画部長
2009 年 4 月	同社執行役員財務部長
2015 年 3 月	株式会社錢高組入社 常務役員総合企画部長
2015 年11月	KMアルミニウム株式会社入社 管理本部付部長
2016 年 4 月	同社取締役経営企画部部長
2017 年 6 月	同社常務執行役員管理本部長
2017 年11月	鬼怒川ゴム工業株式会社入社 執行役員グローバル管理担当
2018 年11月	当社入社 執行役員社長付
2019 年 5 月	当社Chief Financial Officer 執行役員経営管理グループグループリーダー
2019 年 5 月	株式会社サッポロドラッグストアーマネジメントサービス本部長
2019 年 8 月	同社常務取締役マネジメントサービス本部長
2019 年 8 月	当社最高財務責任者
2019 年 8 月	当社常務取締役管理担当
2019 年 8 月	当社経営管理グループグループリーダー
2020 年 5 月	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役
2020 年 8 月	当社取締役副社長COO（現任）
2020 年 8 月	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役CFO（現任）
2022 年10月	株式会社S Ventures監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役CFO
株式会社S Ventures監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、グローバル企業を含む数社における役員管理責任者として、主に経営企画、財務、その他管理部門に従事し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2019年8月から株式会社サッポロドラッグストアーの常務取締役、2020年8月から当社取締役副社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。

大和谷（やまとや） 悟（さとる）

生年月日	1959年9月13日生
所有する当社株式の数	24,354株
取締役在任期間	7年
取締役会出席回数	17回／17回 (100.0%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987 年 3 月	株式会社マツヒロ入社
1995 年 4 月	同社総務部長
2002 年 9 月	株式会社サッポロドラッグストアー入社
2003 年11月	同社経営企画室長
2005 年 6 月	同社執行役員
2007 年 4 月	同社総務部長兼経営企画室長
2009 年 4 月	同社開発本部長
2009 年 6 月	同社取締役
2012 年 5 月	株式会社サッポロドラッグサポート（現Creare株式会社）取締役
2012 年 9 月	株式会社サッポロドラッグストアー店舗開発室ゼネラルマネジャー（2014年２月名称変更により店舗開発部ゼネラルマネジャー）
2015 年 5 月	同社常務取締役（現任）
2016 年 8 月	当社常務取締役（現任）
2017 年 9 月	VISIT MARKETING株式会社（現 株式会社リージョナルマーケティング）取締役
2020 年 5 月	株式会社シーラクンス監査役
2022 年 1 月	株式会社Sアセット代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役
株式会社Sアセット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2009年6月から株式会社サッポロドラッグストアーの取締役、開発部門の責任者、2016年8月から当社常務取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号
4
再 任

高田 裕（たかだ ひろし）

生年月日	1964年1月20日生
所有する当社株式の数	20,855株
取締役在任期間	7年
取締役会出席回数	17回/17回 (100.0%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986 年 4 月	株式会社コクミン入社
1988 年10月	株式会社サッポロドラッグストアー入社
2007 年 6 月	同社執行役員店舗運営部長（2010年４月名称変更により店舗運営部ゼネラルマネジャー）
2011 年 5 月	同社取締役
2011 年12月	同社営業副本部長兼店舗運営部ゼネラルマネジャー
2012 年 5 月	株式会社サッポロドラッグサポート（現Creare株式会社）取締役（現任）
2014 年 2 月	株式会社サッポロドラッグストアー営業副本部長兼調剤運営部ゼネラルマネジャー
2015 年 2 月	同社教育部ゼネラルマネジャー
2015 年 5 月	同社常務取締役営業本部長
2016 年 8 月	当社常務取締役
2017 年 8 月	台湾札幌薬粧有限公司董事（現任）
2019 年 5 月	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役事業統括本部長ドラッグストア事業部ディビジョンマネジャー
2020 年 5 月	同社常務取締役ドラッグストア事業本部・ウェルネス事業本部・グローバル事業本部担当
2020 年 8 月	同社取締役副社長COO
2021 年 8 月	当社常務取締役CHO（現任）
2022 年 8 月	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役副社長COO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役副社長COO
Creare株式会社取締役
台湾札幌薬粧有限公司董事

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。2011年５月から株式会社サッポロドラッグストアーの取締役、営業部門の責任者、2016年からは当社常務取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号 5
再任

中村 真紀（なかむら まき）

生年月日	1964年7月21日生
所有する当社株式の数	200株
取締役在任期間	2年
取締役会出席回数	17回／17回（100.0%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987 年 4 月	株式会社西友入社
2000 年 4 月	カルフールジャパン商品部テキスタイル部Divisional Manager
2002 年 7 月	株式会社西友住居用商品部マネジャー ウォルマートとのフィジビリティスタディーチームメンバー
2003 年 1 月	同社シニアダイレクター商品部改革担当
2004 年10月	同社ダイレクター日用品
2006 年 1 月	同社シニアダイレクターコンシューマブル・家電
2007 年 1 月	株式会社西友VPGMM(GeneralMerchandising Manager) コンシューマブル・家電
2008 年 3 月	同社GMM（General MerchandisingManager） グロサリー・コンシューマブル
2009 年 1 月	合同会社西友執行役員SVP/食品統括
2009 年11月	同社執行役員SV／最高商品責任者（CMO）
2012 年 8 月	同社執行役員SVPウォルマートジャパンホールディングス株式会社兼株式会社若菜代表取締役社長
2017 年 8 月	HAVIサプライチェーンソリューションズ合同会社執行役社長
2020 年 9 月	株式会社まんま代表取締役社長（現任）
2021 年 8 月	当社社外取締役（現任）
2022 年 2 月	株式会社OKAN社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社まんま代表取締役社長
株式会社OKAN社外取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり小売業を含む数社における会社役員及び責任者として、さまざまな職務に従事するなど、企業経営に関する幅広い見識があり、さらに能力のある女性の育成サポートにも実績を有しております。2021年8月からは当社社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。これらの実績を踏まえ、経営戦略の実現に向けて人材戦略の策定・実行を行う「CHRO」を新設するにあたり当社取締役として適任であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号
6
再任
社外
独立

保田 隆明（ほうだ たかあき）

生年月日	1974年11月16日生
所有する当社株式の数	800株
取締役在任期間	1年
取締役会出席回数	13回／13回（100.0%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1998 年 4 月	リーマン・ブラザーズ証券会社入社
2002 年 6 月	UBS証券会社入社
2006 年 7 月	株式会社マイネット社外取締役
2010 年 4 月	小樽商科大学大学院商学研究科（MBA）准教授
2014 年 4 月	昭和女子大学ブローバルビジネス学部准教授
2015 年 9 月	神戸大学大学院経営学研究科准教授
2016 年 3 月	株式会社マイネット社外取締役（監査等委員）（現任）
2020 年 1 月	株式会社トラストバンク社外取締役（現任）
2020 年 7 月	リンカーズ株式会社社外監査役（現任）
2021 年 4 月	神戸大学大学院経営学研究科教授
2022 年 4 月	慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
2022 年 6 月	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役（現任）
2022 年 8 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社マイネット社外取締役（監査等委員）
株式会社トラストバンク社外取締役
リンカーズ株式会社社外監査役
慶應義塾大学総合政策学部教授
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学総合政策学部教授であり、財務戦略やコーポレートガバナンス分野の専門家として、長年の経験と深い知見に基づく当社経営への助言や牽制を期待できることから、当社取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、引き続き社外取締役として再任をお願いするものであります。

(注) 1．取締役候補者富山浩樹氏は、当社事業子会社である株式会社リージョナルマーケティングの代表取締役会長CEOを兼務しており、当社と同社の間には、WeChat Pay一部加盟店の同社債務について、当社が連帯保証を行う等の取引があります。また、当社事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアーの代表取締役社長CEOを兼務しており、同社と株式会社リージョナルマーケティングの両社においてポイントカードに係る事業の請負取引があります。その他当社事業子会社であるGRIT WORKS株式会社の取締役会長及び株式会社シーラクンス、R×R Innovation Initiative株式会社、株式会社S Venturesそれぞれの取締役を兼務しており、当社は、株式会社サッポロドラッグストアー及びGRIT WORKS株式会社それぞれとの間において、限度額内での金銭貸付契約を締結しております。

2．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．保田隆明氏は、社外取締役候補者であります。当社は、保田氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。保田氏が選任された場合には、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に引き続き指定する予定であります。

4．当社は、会社法第427条第１項の規定により、保田隆明氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結しており、保田氏が選任された場合、当社は保田氏との間で本契約と同様の契約を継続する予定であります。

5．当社は、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を補償するものとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

【ご参考】
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックス
(第7回定時株主総会後予定)

氏名	富山　浩樹	吉田　俊哉	大和谷　悟	高田　裕	中村　真紀	保田　隆明	山本　明彦	川上　和夫	河野　宏子
役職	代表取締役 社長CEO	取締役副社長 COO	常務取締役	常務取締役 CHO	取締役 CHRO	社外取締役	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営・戦略	○	○	○	○	○	○			
小売業界知見	○		○	○	○				○
IT・DX	○						○		
財務・会計		○				○	○	○	○
営業 マーケティング	○		○	○	○				
人事・組織		○	○	○	○		○		○
ガバナンス コンプライアンス		○				○	○	○	○
ESG サスティナビリティ	○	○			○	○		○	

※上記一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、監査等委員会から、補欠の監査等委員である取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほうだ　たかあき
保田　隆明

生年月日	1974年11月16日生
所有する当社株式の数	800株
取締役在任期間	1年
取締役会出席回数	13回／13回（100.0%）

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1998 年 4 月	リーマン・ブラザーズ証券会社入社
2002 年 6 月	UBS証券会社入社
2006 年 7 月	株式会社マイネット社外取締役
2010 年 4 月	小樽商科大学大学院商学研究科（MBA）准教授
2014 年 4 月	昭和女子大学ブローバルビジネス学部准教授
2015 年 9 月	神戸大学大学院経営学研究科准教授
2016 年 3 月	株式会社マイネット社外取締役(監査等委員)（現任）
2020 年 1 月	株式会社トラストバンク社外取締役（現任）
2020 年 7 月	リンカーズ株式会社社外監査役（現任）
2021 年 4 月	神戸大学大学院経営学研究科教授
2022 年 4 月	慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
2022 年 6 月	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役（現任）
2022 年 8 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社マイネット社外取締役（監査等委員）
株式会社トラストバンク社外取締役
リンカーズ株式会社社外監査役
慶應義塾大学総合政策学部教授
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学総合政策学部教授であり、財務戦略やコーポレートガバナンス分野の専門家として、長年の経験と深い知見に基づく当社経営への助言や牽制を期待できることから、当社取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者が監査等委員である取締役に就任する場合

保田隆明氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定でありますが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

（注）　1．補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．保田隆明氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への選任が承認された場合及び同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、同様に、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に引き続き指定する予定であります。
3．当社は、会社法第427条第１項の規定により、保田隆明氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への選任が承認された場合及び同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、当社は同氏との間で本契約と同様の契約を継続する予定であります。
4．当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を補償するものとしております。同氏の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への選任が承認された場合及び同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容で更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

事　業　報　告

（2022年５月16日から
2023年５月15日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資等の主なものは新規出店8店舗の出店費用等であります。

（2）資金調達の状況

該当事項はありません。

（3）重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サッポロドラッグストアー	100百万円	100.0%	地域医療対応型ドラッグストアチェーンの営業、運営
Creare 株式会社	10百万円	100.0% (100.0%)	化粧品、食料品、日用消耗品、ペットフード・用品等の輸出入、製造、卸売、販売
台湾札幌薬粧有限公司	145百万 新台湾ドル	100.0% (100.0%)	卸売業務
株式会社リージョナルマーケティング	156百万円	68.2%	共通ポイントカード事業、決済サービス事業、インバウンドマーケティング事業コミュニティ事業、メディア事業
GRIT WORKS株式会社	10百万円	66.0%	POSシステム等の開発、販売、リース業務
株式会社シーラクンス	25百万円	100.0%	スクール事業、コミュニティ事業
RxR Innovation Initiative株式会社	10百万円	75.0%	企業コミュニティ向けのインターネットを利用した各種提供サービス、イベント及びセミナーの企画、制作、運営等
株式会社Sアセット	50百万円	100.0% (100.0%)	不動産のアセットマネジメント業
株式会社 S Ventures	50百万円	100.0%	スタートアップ企業への出資及び支援、ベンチャーキャピタルへの出資、スタートアップ企業と当社グループとの協業支援

（注）１．当社の出資比率欄の（　）内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。
２．上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年５月15日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	富山浩樹	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長CEO 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役会長CEO GRIT WORKS株式会社取締役会長 株式会社シーラクンス取締役 RxR Innovation Initiative株式会社取締役 株式会社S Ventures取締役 株式会社出前館社外取締役 バリュエンスホールディングス株式会社社外取締役
取締役副社長COO	吉田俊哉	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役CFO 株式会社S Ventures監査役
常務取締役	大和谷悟	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役 株式会社Sアセット代表取締役社長
常務取締役CHO	高田裕	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役副社長COO Creare株式会社取締役 台湾札幌薬粧有限公司董事
取締役	中村真紀	株式会社まんま代表取締役社長 株式会社OKAN社外取締役
取締役	保田隆明	株式会社マイネット社外取締役（監査等委員） 株式会社トラストバンク社外取締役 リンカーズ株式会社社外監査役 慶應義塾大学総合政策学部教授 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	山本明彦	山本コンサルティングオフィス代表 チーターデジタル株式会社社外監査役 JIG-SAW株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ベアーズ社外取締役 GRIT WORKS株式会社社外監査役 株式会社岩崎社外監査役
取締役（監査等委員）	川上和夫	川上和夫税理士事務所所長
取締役（監査等委員）	河野宏子	株式会社ライフコーポレーション社外取締役 株式会社コーチ・エィ専門役員

（注）1．保田隆明氏、河野宏子氏は、2022年8月10日開催の第6回定時株主総会において新たに就任いたしました。
2．富山睦浩氏、富山光惠氏は、2022年8月10日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3．遠藤良治氏、関根純氏は、2022年8月10日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。
4．取締役中村真紀氏、同保田隆明氏、同山本明彦氏、同川上和夫氏及び同河野宏子氏は、社外取締役であります。
5．当社は監査等委員の中から、選定監査等委員を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6．監査等委員山本明彦氏は、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識を有しております。監査等委員川上和夫氏は、税理士の資格を有しており、税務上の専門的観点、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員河野宏子氏は、投資会社での業務及び学校法人の立ち上げ並びに運営、コーチング会社での人材育成に従事され、その経験と見識を有しております。
7．取締役中村真紀氏、同保田隆明氏、同山本明彦氏、同川上和夫氏、同河野宏子氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
8．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役の中村真紀氏は、株式会社まんま代表取締役社長であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。社外取締役（監査等委員）の山本明彦氏は、山本コンサルティングオフィス代表であります。当社と同オフィスの間には特別な関係はありません。社外取締役（監査等委員）の川上和夫氏は、川上和夫税理士事務所所長であります。当社と同所の間には特別な関係はありません。社外取締役（監査等委員）の河野宏子氏は、株式会社コーチ・エィ専門役員であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
9．他の法人等の社外取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役の中村真紀氏は、株式会社OKANの社外取締役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。社外取締役の保田隆明氏は、株式会社マイネットの社外取締役（監査等委員）、株式会社トラストバンクの社外取締役であります。当社とこれらの企業の間には特別な関係はありません。また、同氏は慶應義塾大学総合政策学部教授であります。当社と同大学の間には特別な関係はありません。また、同氏はリンカーズ株式会社、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社の社外監査役であります。当社とこれらの企業の間には特別な関係はありません。社外取締役（監査等委員）の山本明彦氏は、チーターデジタル株式会社の社外監査役、JIG-SAW株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社ベアーズの社外取締役であります。当社とこれらの企業の間には特別な関係はありません。また、同氏はGRIT WORKS株式会社の社外監査役を兼務しており、当社とGRIT WORKS株式会社の間には、限度額内での金銭貸付契約を締結しております。また、同氏は、株式会社岩崎の社外監査役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。社外取締役の河野宏子氏は、株式会社ライフコーポレーションの社外取締役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を責任の限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険(D&O保険）契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

会社のすべての役員（当社子会社の役員を含む。）

② 当該保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

(4) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	支給人員
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	70百万円 (9百万円)	65百万円 (9百万円)	4百万円 (ー)	8名 (2名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	17百万円 (17百万円)	17百万円 (17百万円)	-百万円 (ー)	5名 (5名)
合　　計 (うち社外取締役)	87百万円 (26百万円)	82百万円 (26百万円)	4百万円 (ー)	13名 (7名)

(注) 1．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、2020年８月12日開催の第４回定時株主総会において年総額170百万円以内、員数は６名（うち社外取締役０名）と決議いただいております。
2．取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2020年８月12日開催の第４回定時株主総会において年総額40百万円以内、員数は４名と決議いただいております。
3．取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、2020年８月12日開催の第４回定時株主総会において、金額は年額30百万円以内、普通株式の総額は19,000株以内、員数は６名（うち社外取締役０名）と決議いただいております。なお、2021年11月16日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っており、分割後の金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（普通株式総数57,000株以内）となります。
4．取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、2022年８月25日開催の取締役会の決議に基づき、取締役3名に普通株式6,856株を割り当てたものです。
5．上記員数は、実際の支給人数を記載しております。
6．上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
7．上記の他、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬額は60万円であります。
8．上記には、2022年8月10日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

企業価値の持続的な向上につながる報酬のあり方を検討し、2021年１月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

■監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された当該取締役の限度額の範囲内で、当該監査等委員である取締役の協議により決定しております。

■取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬額については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEO富山浩樹にその具体的内容の決定を委任しております。代表取締役社長CEO富山浩樹に権限を委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務能力を含む総合的評価を実施するのに最適任者であると判断したためであります。取締役会は、委任された権限が適切に行使されるように、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し、取締役の報酬等の決定にあたって答申を得るものとしております。代表取締役社長CEO富山浩樹は、指名・報酬委員会の答申を最大限尊重し、各取締役の基本報酬を決定しております。

＜報酬の構成＞

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び中長期インセンティブ報酬としての非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。固定報酬と非金銭報酬の割合は90：10を目安としております。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとし、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の対象とはなりません。

＜固定報酬＞

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬の総額については、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議、株主総会に上限を上程し、決定された範囲内としております。その内訳である取締役の固定報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、配分額を決定しております。固定報酬については任期中に定額で支払うものとします。

＜非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）＞

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

■取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活動状況及び社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中 村 真 紀	取締役会　17回／17回 長年に渡る小売業界での豊富な経験や経営者としての幅広い見識に基づいて、組織運営や人事労務などの幅広い観点から、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取締役	保 田 隆 明	取締役会　13回／13回 指名・報酬委員会　3回／ 4回 取締役就任後に開催された当期取締役会13回のうち13回すべてに出席しております。慶應義塾大学総合政策学部教授としての豊富な経験と幅広い識見を活かし、財務戦略やガバナンス等に関する適切な意見・提言を積極的に行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名・報酬に対し関与しております。
取締役 (監査等委員)	山 本 明 彦	取締役会　17回／17回 監査等委員会　5回／ 5回 指名・報酬委員会　4回／ 4回 他社における社外監査役の実績及びコンサルティング業を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行い、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名・報酬に対し関与しております。
取締役 (監査等委員)	川 上 和 夫	取締役会　16回／17回 監査等委員会　5回／ 5回 税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行い、取締役会の意志決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	河 野 宏 子	取締役会　12回／13回 監査等委員会　4回／ 4回 取締役（監査等委員）に就任後に開催された当期取締役会13回のうち12回、監査等委員会には4回すべてに出席しております。他社における社外取締役、専門役員として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社の経営に有益な助言・提言を適宜行い、取締役会の意志決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南十条西三丁目１番１号
札幌パークホテル ３階 「パークホール」
TEL. 011（511）3131

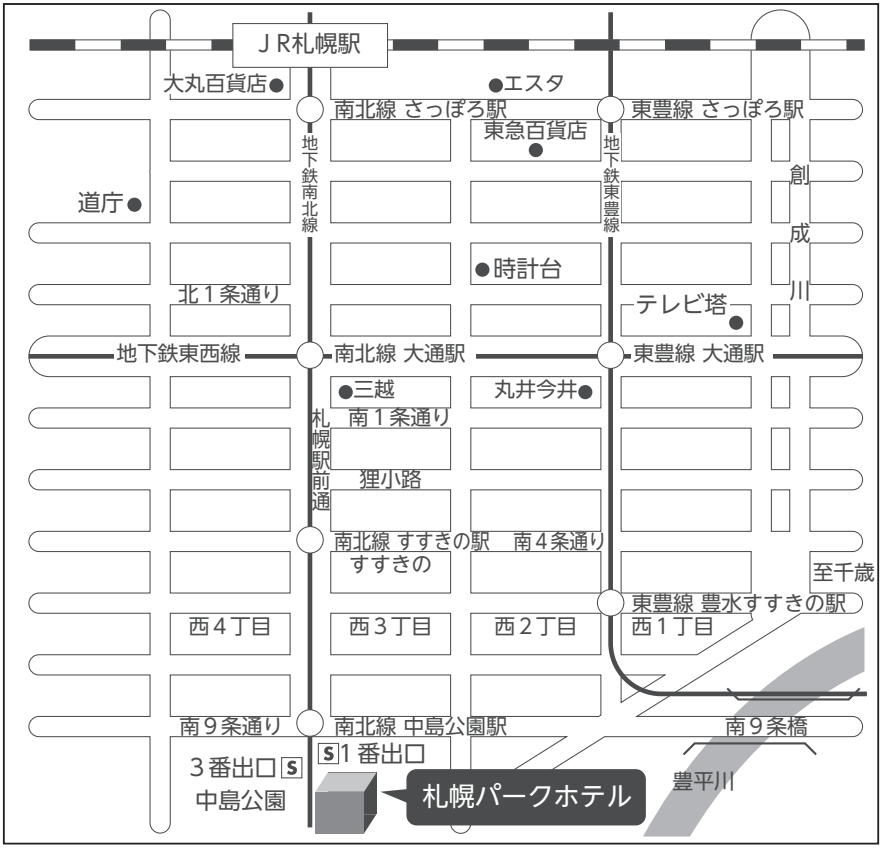

［交通機関］
■ＪＲ「札幌駅」タクシー約15分
■地下鉄南北線「中島公園駅」1番・3番各出口徒歩約１分

（駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。）

＊受付開始時刻は午前９時を予定しております。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。

第７回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

目次

事業報告
- 企業集団の現況に関する事項
  - 事業の経過及びその成果
  - 財産及び損益の状況
  - 事業年度末日における特定完全子会社の状況
  - 対処すべき課題
  - 主要な事業内容
  - 主要な営業所及び店舗
  - 従業員の状況
  - 主要な借入先の状況
  - その他企業集団の状況に関する重要な事項
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類
- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 監査等委員会の監査報告書

サツドラホールディングス株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事　業　報　告

（2022年５月16日から
2023年５月15日まで）

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年５月16日～2023年５月15日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限の緩和等により社会経済活動の正常化が進んだものの、エネルギー価格や原材料価格の上昇が個人消費に与える影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界においては、業界の垣根を越えた競争の激化や既存企業間の出店競争、M&Aによる寡占化など、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2026年５月期を最終年度とする中期経営計画において「地域の生活総合グループへの進化」をテーマに、「店舗の生活総合化戦略」「地域プラットフォーム戦略」「コラボレーション戦略」の３つの成長戦略と、組織戦略に取り組んでおり、中核事業であるリテール事業の収益基盤を強化しつつ、事業領域を「モノを売る」だけの小売から「モノ×サービス」を提供する生活サービスの領域に拡大することにより、競合他社との違いをつくりながらグループ全体の成長を目指しております。

店舗の生活総合化戦略としては、商品カテゴリーの拡大に向けたラインロビングの一環として、生鮮食品の取り扱い店舗の拡大を目指し、今期は18店舗に導入いたしました。このほか、調剤併設店舗の拡大や管理栄養士による店頭での栄養相談会の継続的な開催など、生活サービスの提供にも総合的に取り組むことにより、地域住民から支持される店舗づくりに取り組んでおります。

地域プラットフォーム戦略としては、2023年４月末現在、北海道共通ポイントカード「EZOCA」会員数が210万人を突破し、提携店も200社（800店舗）を超え、EZOCA経済圏は成長を続けております。また、江差町との包括連携協定に基づく取り組みの一環として運用を開始した「江差EZOCA」には、買い物金額の一部を町に還元する仕組みが導入されており、地域経済の活性化に寄与することを目指しております。同町においては、移動の利便性向上を目指したMaaSの実証実験にも取り組んでおり、江差EZOCAから取得したデータなどを活用・検証することで、「収益循環モデル」の社会実装を目指しております。

コラボレーション戦略としては、新たに学校法人札幌慈恵学園札幌新陽高等学校、北海道文教大学、上川町、小清水町、当別町、栗山町、株式会社十勝毎日新聞社及び株式会社ニセコまちと各種協定を締結し、地域の持続的な発展や社会的課題の解決などに資することを目指しております。2023年５月現在、自治体や企業等と40件以上の各種協定を締結しております。さらに、これらの戦略の効果的かつ継続的な推進には、当社グループのみならず国内外の様々な企業との連携や新たな知見・技術の獲得等、より一層のスピード感が必要であることから、当社既存事業とのシナジーや新規事業創出を目的に、2022年10月に国内外のアー

リー・ミドルステージのスタートアップ企業への出資を行うコーポレート・ベンチャー・キャピタル(株式会社 S Ventures）を設立しております。

組織戦略としては、D&I委員会を設置し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めるとともに、健康管理最高責任者（Chief Health Officer）の設置や、サツドラグループ健康経営宣言の制定など、健康経営への推進にも積極的に取り組み、2023年3月8日に経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2023」に認定されております。また、ガバナンス体制を強化し、コーポレート・ガバナンスコード全原則の適用を実施しております。

以上の結果、売上高は874億81百万円（前年同期比　5.5%増、45億75百万円増）となりましたが、消毒剤をはじめとする新型コロナウイルス感染症関連商品等の商品評価損の計上等により、営業利益は2億99百万円（同　59.9%減、4億47百万円減）、経常利益は3億27百万円（同　58.7%減、4億65百万円減）となりました。また、特別損失（減損損失等）の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は87百万円（同　72.5%減、2億29百万円減）となりました。

セグメントの業績などの概要は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

＜リテール事業＞

主に北海道内でのドミナント化を目指したドラッグストアフォーマット店舗と調剤薬局店舗のチェーン展開に加え、訪日外国人が多く訪れる観光地などでのインバウンドフォーマット店舗の運営を行っております。営業面では、エブリデー・セイム・ロープライス（ESLP）を中心とする低価格戦略を推進することで、お客さまから支持される店舗づくりや、作業平準化による業務効率の改善を目指すとともに、生鮮食品を含めたラインロビングの強化により、商品カテゴリーの拡大を図っております。また、公式アプリを活用したデジタルマーケティングの推進にも取り組んでおります。調剤薬局においては、門前薬局の運営に加え、ドラッグストアフォーマット店舗での併設調剤も行っております。このほか、フィットネス事業や管理栄養士による栄養相談会といった生活サービスの提供にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、売上高につきましては、物価上昇による生活防衛意識の高まりを受け、お客さまの来店頻度の減少に伴い客数は減少したものの、ワクチン・検査パッケージの実施や医療用抗原検査キット販売の増収効果に加えて、訪日外客数の回復にあわせて、休業していたインバウンドフォーマット店舗を順次営業再開したことにより、前年同期を上回りました。しかしながら、利益につきましては、消毒剤をはじめとする新型コロナウイルス感染症関連商品等の商品評価損の計上等により、前年同期を下回りました。

店舗の出退店の状況につきましては、下表のとおりとなりました。

（出店状況）

店舗区分	フォーマット区分	2022年５月期末	増加	減少	2023年５月期末
ドラッグストア店舗	ドラッグストアフォーマット	175店舗	７店舗	６店舗	176店舗
	インバウンドフォーマット	14店舗	―	1店舗	13店舗
調剤薬局店舗	門前薬局	10店舗	―	―	10店舗
その他の店舗	北海道くらし百貨店	２店舗	1店舗	―	3店舗
合計		201店舗	8店舗	7店舗	202店舗

以上の結果、リテール事業の売上高は863億46百万円（前年同期比 5.2%増、42億94百万円増）、セグメント利益は2億87百万円（同 56.4%減、3億72百万円減）となりました。

＜その他事業＞

北海道共通ポイントカード「EZOCA」を活用した地域マーケティング事業や決済サービス事業、ユーザー目線での課題解決を目指したPOSアプリケーションなどの開発・販売、小中学生向けのプログラミングスクールの運営、小売と地域をテーマに課題解決を目指す国内外の法人向け情報提供サービス、当社既存事業とのシナジーや新規事業創出を目指すCVC事業などを行っております。当社グループの強みである北海道共通ポイントカード「EZOCA」の会員数は、2023年４月末現在、210万人を超えております。決済サービス事業においては、非接触型決済への需要が高まるなか、国内キャッシュレス決済は堅調に推移したものの、POSシステム開発事業において、前期の大型案件受注の反動減の結果、その他事業の売上高は15億27百万円（前年同期比 24.6%増、3億1百万円増）、セグメント利益は13百万円（同 67.6%減、27百万円減）となりました。

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区　　分	第　4　期 2020年５月期	第　5　期 2021年５月期	第　6　期 2022年５月期	第　7　期 2023年５月期 (当連結会計年度)
売上高	89,304	83,240	82,905	87,481
経常利益	885	607	793	327
親会社株主に帰属する当期純利益	115	574	316	87
１株当たり当期純利益	８円40銭	41円70銭	22円98銭	6円33銭
総資産	36,642	38,299	41,398	43,027
純資産	8,251	8,672	8,888	8,834
１株当たり純資産額	595円90銭	625円59銭	637円45銭	632円18銭

(注) １．上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．2021年11月16日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っており、2020年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区　　分	第 4 期 2020年5月期	第 5 期 2021年5月期	第 6 期 2022年5月期	第 7 期 2023年5月期 (当事業年度)
営　業　収　益	822	778	792	832
経　常　利　益	257	170	178	135
当　期　純　利　益	130	152	157	144
1株当たり当期純利益	9円46銭	11円09銭	11円41銭	10円46銭
総　資　産	8,639	8,662	8,697	9,152
純　資　産	8,517	8,543	8,579	8,600
1株当たり純資産額	617円74銭	619円49銭	621円64銭	622円71銭

(注) 1．上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．2021年11月16日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っており、2020年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　社　名	住　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市東区北八条東四丁目1番20号	8,095百万円	9,152百万円

対処すべき課題

国内経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ変更されたことにより、社会経済活動の正常化が一層進むと見込まれる一方で、ウクライナ情勢による地政学リスクやエネルギー価格・原材料価格の上昇などにより、景気の先行きは不透明な状況が続くものと考えられます。

当社グループを取り巻く環境につきましては、ドラッグストア業界は各社の積極出店や取扱い品目が拡大する一方、業界の垣根を越えた競争の激化や既存企業間の出店競争、M&Aによる寡占化など事業環境の厳しさは継続するものと考えられます。

このような環境のもと、2026年5月期を最終年度とする中期経営計画のテーマである「地域の生活総合グループへの進化」に向け、新規出店、生鮮食品の取扱いの拡大、ESLPの追求及びサツドラアプリを基軸としたデジタルマーケティングの推進などにより、中核事業であるリテール事業の収益基盤を強化してまいります。また、EZOCA経済圏の拡大、クラウドPOSやEZOCA関連データの外部販売及びキャッシュレス決済の更なる拡大など、事業領域を「モノを売る」だけの小売から「モノ×サービス」を提供する生活サービスの領域に拡大することにより、競合他社との違いをつくりながらグループ全体の成長に取り組んでまいります。

＜中期経営計画の推進＞

2022年５月期から2026年５月期までの中期経営計画を策定し、そのテーマに「地域の生活総合グループへの進化」を掲げ、以下の４つの基本戦略を積極的に推進してまいります。

（成長戦略）

①店舗の生活総合化戦略

・収益基盤の強化

本格的ESLPを中心にローコストオペレーションを追求し、収益構造を改善することにより、店舗の生活総合化に向けた収益基盤を構築

・商品カテゴリーの拡大

生鮮品を含む食品の取り扱い強化をはじめ、ラインロビングを進めることによって、小商圏でも成り立つ収益モデルを確立し、出店余地を拡大

・生活サービスの実装

北海道内でドミナント化した店舗を舞台に、地域住民の生活を支えるサービスを実装することにより、地域の価値向上とグループの成長をリンク

②地域プラットフォーム戦略

・EZOCA経済圏の拡大
共通ポイントカード「EZOCA」の加盟店やサービスを拡大し、カードの利便性を高めることにより、会員数・トランザクションを拡大しデータを蓄積
・ビッグデータの活用
EZOCA経済圏拡大により蓄積した顧客情報や決済情報に関するビッグデータやヘルスケアデータを活用し、新たな価値を創造
・地域通貨構想の実現
北海道内約200店舗のリアル店舗と200万人超のEZOCA会員をベースに北海道内全域で日常消費に使える地域通貨を社会実装し、地域経済を活性化

③コラボレーション戦略
・自治体連携の拡大と深化
自治体／スポーツチーム／学校との連携を強化し、多角化で獲得した多様なリソースを掛け合わせ、地域の社会課題をビジネスで解く成功モデルを創出
・企業パートナーシップの強化
企業／経済コミュニティを活用しながら、課題ドリブンの発想で地域課題に取り組み、単なるアウトソーシングでない形で企業パートナーシップを強化
・オープンイノベーションの推進
リアル店舗があり、地域住民との高頻度なタッチポイントを持つ強みを活かし、ベンチャー企業を含む社外パートナーと協業し、イノベーションを促進

④組織戦略
・多様性のある組織づくり
コラボレーション戦略を最大限に機能させ、多様な人材が活躍できるよう制度と風土づくりに取り組み、社内外の知見を積極的に取り入れる組織を構築
・ガバナンスの強化
地域の生活総合グループを目指す上で、幅広いステークホルダーへの説明責任を果たし、企業価値向上に向けコーポレートガバナンス体制の充実化
・生産性の向上
グループの生産性向上を目指し、テクノロジーを積極的に取り入れ、デジタルトランスフォーメーションを推進することで絶えず業務プロセスを効率化

主要な事業内容（2023年５月15日現在）

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。なお、当社グループは、当社、連結子会社９社で構成され、主にドラッグストアと調剤薬局の運営を行うリテール事業を中心に、その他事業にてＰＯＳアプリケーションの開発や販売、地域マーケティング事業や決済サービス事業などを行っております。

主要な営業所及び店舗（2023年５月15日現在）

① 当　社

本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

② 子　会　社

株式会社サッポロドラッグストアー

本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

店　舗　　202店舗

店舗の分布状況（市町村名及び店舗数）は次のとおりであります。

市町村名	店舗数	市町村名	店舗数	市町村名	店舗数
北海道札幌市	73	北海道深川市	1	北海道上川郡清水町	1
北海道函館市	15	北海道富良野市	1	北海道河西郡芽室町	1
北海道帯広市	6	北海道伊達市	1	北海道広尾郡大樹町	1
北海道千歳市	6	北海道虻田郡倶知安町	2	北海道中川郡幕別町	1
北海道小樽市	5	北海道岩内郡岩内町	2	北海道中川郡池田町	1
北海道旭川市	4	北海道檜山郡江差町	2	北海道足寄郡足寄町	1
北海道恵庭市	4	北海道網走郡美幌町	2	北海道厚岸郡厚岸町	1
北海道北見市	4	北海道河東郡音更町	3	北海道川上郡標茶町	1
北海道北斗市	3	北海道釧路郡釧路町	1	北海道川上郡弟子屈町	1
北海道釧路市	3	北海道夕張郡栗山町	1	北海道白糠郡白糠町	1
北海道苫小牧市	3	北海道石狩郡当別町	1	北海道標津郡中標津町	2
北海道稚内市	3	北海道虻田郡ニセコ町	1	北海道虻田郡留寿都村	1
北海道江別市	3	北海道余市郡余市町	1	北海道河西郡中札内村	1
北海道北広島市	3	北海道虻田郡洞爺湖町	1	北海道勇払郡安平町	1
北海道登別市	2	北海道沙流郡日高町	1	東京都大田区	1
北海道室蘭市	2	北海道浦河郡浦河町	1	福岡県福岡市	1
北海道留萌市	1	北海道日高郡新ひだか町	1	沖縄県豊見城市	3
北海道根室市	2	北海道亀田郡七飯町	1	沖縄県那覇市	1
北海道滝川市	1	北海道茅部郡森町	1		
北海道紋別市	2	北海道二海郡八雲町	1		
北海道岩見沢市	1	北海道久遠郡せたな町	1		
北海道網走市	1	北海道枝幸郡浜頓別町	1		
北海道美唄市	1	北海道利尻郡利尻町	1		
北海道士別市	1	北海道斜里郡斜里町	1		
北海道砂川市	1	北海道紋別郡遠軽町	1		

Creare株式会社
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

台湾札幌薬粧有限公司
本　社　　中華民国台北市内湖區港墘路185号２楼

株式会社リージョナルマーケティング
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号
事業所　　札幌市中央区南二条西五丁目23番１号

GRIT WORKS株式会社
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号
事業所　　札幌市東区北八条東三丁目1番1号
事業所　　千葉県印西市中央北1丁目3番地3

株式会社シーラクンス
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号
教　室　　北8条校、当別校

RxR Innovation Initiative株式会社
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

株式会社Sアセット
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

株式会社S Ventures
本　社　　札幌市東区北八条東四丁目１番20号

従業員の状況（2023年５月15日現在）

企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,107名　(1,615名)	40名増　(99名増)

(注)　従業員数は就業員数であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人数(8時間換算)を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2023年５月15日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社北海道銀行	4,066
株式会社みずほ銀行	2,899
株式会社北洋銀行	1,540
株式会社商工組合中央金庫	1,360
三井住友信託銀行株式会社	1,186

(注)　上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2023年５月15日現在）

① **発行可能株式総数**　56,904,000株

② **発行済株式の総数**　14,236,564株（うち自己株式　432,803株）

③ **株主数**　12,209名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社トミーコーポレーション	3,933,900	28.49
廣岡　聖司	620,600	4.49
株式会社三原色	577,900	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	495,200	3.58
富山　浩樹	353,073	2.55
富山　睦浩	352,107	2.55
株式会社青空商事	294,300	2.13
ＳＤＳ従業員持株会	279,500	2.02
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	207,200	1.50
株式会社PALTAC	180,000	1.30

（注）１．大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しており、自己株式は上記大株主からは除いております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（13,803,761株）を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．2022年9月22日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、当事業年度中に10,564株増加しました。
４．当事業年度中の自己株式の増減は以下のとおりです。
・単元未満株式の買取請求により56株増加

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、譲渡制限付株式報酬として、2022年9月22日付で普通株式6,856株を発行しています。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

・新株予約権の数

200個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　60,000株（新株予約権１個につき　300株）

・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個　数	保有者数
取締役 （監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	第１回（197,600円）	2021年４月11日 ～2024年４月10日	67個	５名

（注）2021年11月16日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っており、上記の「目的となる株式の種類及び数」が変更となっております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3．上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は「内部統制システム構築の基本方針」により、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびにその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会はこの基本方針に基づき、運営され、適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、グループ倫理行動規範を制定し、当社グループのすべての取締役及び従業員が遵守すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び従業員への周知徹底をはかり、取締役及び従業員は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。

② 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、経営管理グループ法務チームを配置して、当社グループの倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。

③ 当社グループは、グループ内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合または行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口に相談・通報することとし、当社は、グループ内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護を行います。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査等委員会による監査により、その適法性を確保します。取締役会は、原則として月１回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査等委員が閲覧可能な体制を維持します。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスクの管理を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、当社グループのリスク管理の推進を図るため経営管理グループ経営企画チームを配置しております。

② 経営管理グループ経営企画チームは、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生頻度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。

③ 当社グループは、お客さまからの要望等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく適切な措置を講じるものとします。

④ 内部監査室は、当社グループのリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役会に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。

⑤ 当社グループは、グループ危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を定期的に開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとします。

② 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。

(5) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、グループ全体の効率的な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

② 当社の内部監査室は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制の整備を行います。

③ 当社は、当社グループ会社に対し法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ、内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。

④ 内部監査室は、当社グループ会社管理の状況及び業務活動について内部監査を実施し、当社グループ会社の監査役と連携し、内部統制システムの整備を図るものとします。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員及び監査等委員会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。

② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員及び監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 取締役及び従業員は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員は取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席して報告を受けるものとします。

イ．取締役会決議事項・報告事項
ロ．月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
ハ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
ニ．会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
ホ．その他重要な稟議・決裁事項

② 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとします。

(9) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底するものとします。

（10）その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 監査等委員会は代表取締役社長との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとします。

② 監査等委員会は、定期的に会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換をするものとします。

③ 監査等委員会は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、内部監査室と会合を持ち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

（11）監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

（12）財務報告の適正性を確保するための体制

① 当社グループでは、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。

② 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。

③ 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

（13）反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社グループは、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことをグループ倫理行動規範に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。

② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制として、グループ反社会的勢力対応規程を定め不当要求防止責任者を配置するとともに経営管理グループ法務チームが各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。
また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても、反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。

③ 当社グループは、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループは社内規程、倫理行動規範の整備を行い、社内研修を通じた啓蒙活動により、従業員へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループはリスク管理を統括する機関として統制委員会を設置しており、定期的に開催される経営幹部によるグループ経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、当該委員会にて解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期17回開催され、取締役及び監査等委員は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役はそれぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査等委員会と連携しながら取締役の業務執行に関して積極的に提言を行っております。

(4) 内部監査の実施に関する取組み

内部監査室は事業年度内部監査計画に基づき、各部門及びグループ会社の業務に関する内部監査の実施及び内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は取締役、経営幹部及び監査等委員会へ速やかに報告がされ、適宜の改善、フォローアップが行われております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査等委員会は当期５回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査方針及び監査計画を十分協議のうえ対応し、監査等委員（選定監査等委員含む）は取締役会、グループ経営会議、その他の重要な会議に出席し、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、統制委員会との会合を適宜実施いたしております。

連結貸借対照表

(2023年5月15日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,620**	**流動負債**	**20,795**
現金及び預金	2,315	買掛金	8,531
売掛金	2,632	短期借入金	5,500
商品	10,852	1年内返済予定の長期借入金	994
未収入金	3,372	未払金	4,017
未収還付法人税等	14	リース債務	82
その他	431	未払法人税等	289
固定資産	**23,406**	未払消費税等	20
有形固定資産	**14,197**	賞与引当金	592
建物及び構築物	8,373	その他	768
工具器具及び備品	780	**固定負債**	**13,397**
土地	3,972	長期借入金	10,740
リース資産	805	リース債務	794
建設仮勘定	264	退職給付に係る負債	689
無形固定資産	**397**	資産除去債務	729
ソフトウェア	279	その他	442
その他	117	**負債合計**	**34,192**
投資その他の資産	**8,812**	**純資産の部**	
投資有価証券	708	**株主資本**	**8,822**
敷金及び保証金	6,512	**資本金**	**1,003**
繰延税金資産	1,215	**資本剰余金**	**2,098**
その他	387	**利益剰余金**	**6,019**
貸倒引当金	△11	**自己株式**	**△299**
		その他の包括利益累計額	**△96**
		その他有価証券評価差額金	△0
		繰延ヘッジ損益	△35
		為替換算調整勘定	△65
		退職給付に係る調整累計額	3
		新株予約権	**4**
		非支配株主持分	**103**
		純資産合計	**8,834**
資産合計	**43,027**	**負債純資産合計**	**43,027**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年５月16日から
2023年５月15日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**87,481**
売上原価		**66,244**
売上総利益		**21,236**
販売費及び一般管理費		**20,937**
営業利益		**299**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20	
固定資産受贈益	17	
為替差益	5	
物品売却益	19	
その他	101	**163**
営業外費用		
支払利息	126	
支払手数料	1	
その他	8	**136**
経常利益		**327**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	29	**32**
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
固定資産除却損	1	
減損損失	177	
店舗閉鎖損失	2	**183**
税金等調整前当期純利益		**176**
法人税、住民税及び事業税	380	
法人税等調整額	△302	**77**
当期純利益		**98**
非支配株主に帰属する当期純利益		**11**
親会社株主に帰属する当期純利益		**87**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年５月16日から
2023年５月15日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	2,095	6,061	△299	8,857
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△128		△128
親会社株主に帰属する当期純利益			87		87
自己株式の取得				△0	△0
新株の発行	3	3			6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	3	3	△41	△0	△34
当期末残高	1,003	2,098	6,019	△299	8,822

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1	-	△65	△0	△65	4	91	8,888
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△128
親会社株主に帰属する当期純利益								87
自己株式の取得								△0
新株の発行								6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1	△35	0	4	△31	-	11	△19
連結会計年度中の変動額合計	△1	△35	0	4	△31	-	11	△54
当期末残高	△0	△35	△65	3	△96	4	103	8,834

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・　連結子会社の数	9社
・　連結子会社の名称	株式会社サッポロドラッグストアー Creare株式会社 株式会社リージョナルマーケティング GRIT WORKS株式会社 台湾札幌薬粧有限公司 株式会社シーラクンス R×R Innovation Initiative株式会社 株式会社Sアセット 株式会社S Ventures
・連結範囲に含めた理由	株式会社S Venturesは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

株式会社エゾデン

株式会社リージョナルマーケティング琉球

北海道MD機構株式会社

(持分法を適用しない理由)

株式会社エゾデン、株式会社リージョナルマーケティング琉球及び北海道MD機構株式会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社リージョナルマーケティング、GRIT WORKS株式会社、株式会社シーラクンス、R×R Innovation Initiative株式会社の決算日は４月末日であります。また、台湾札幌薬粧有限公司の決算日は２月末日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。 但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

ロ．棚卸資産

商　　品	売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　８年～39年 工具器具及び備品　　３年～15年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　　金利スワップ取引 ヘッジ対象　　借入金利息

ハ．ヘッジ方針　当社は、リスク管理に関する社内規程に基づき、金融債務に係る将来の金利リスクを効果的に回避する目的で、金利スワップ取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にドラッグストア事業、インバウンド事業、調剤事業において対価の受領と引き換えに商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一定時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して、充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(３年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2．会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「物品売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4．会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社サッポロドラッグストアーにおける店舗固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社サッポロドラッグストアー店舗における金額

有形固定資産　13,135百万円、減損損失　141百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

株式会社サッポロドラッグストアーでは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスになった場合、固定資産の時価が著しく低下した場合、店舗閉店の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。当連結会計年度において減損の兆候を識別した店舗の有形固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスの場合は零として算定しております。

(ロ) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画に基づく将来売上予測、売上総利益率及び販売費及び一般管理費の将来予測であります。将来売上予測については、営業年数や過年度の実績等を踏まえ、一定率で成長または逓減すると仮定しております。また、売上総利益率及び販売費及び一般管理費については、過年度の実績等を基礎として予測しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、インバウンドフォーマットにおいては、翌連結会計年度においても一定の影響があると仮定し会計上の見積りを行っております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いている主要な仮定は、最善の見積りを行ったものでありますが、将来の経済条件の変動やインバウンド需要の回復状況等によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する場合があります。

(2) 株式会社サッポロドラッグストアーにおける商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社サッポロドラッグストアーにおける金額

商品　10,852百万円、売上原価（商品評価損）528百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

株式会社サッポロドラッグストアーでは、商品の評価について、売価還元法による在庫原価計上金額が正味売却価額を上回る場合には、正味売却価額までの簿価の切り下げを実施しております。また、営業循環過程から外れた滞留品については主に直近の販売実績や消費者動向等に基づき決定した規則的な簿価切り下げの方法によって、収益性の低下を反映させております。

当連結会計年度におきましては、消毒剤をはじめとする新型コロナウイルス感染症関連商品等の一部について、収益性の低下を認識し、商品評価損528百万円を計上しております。

滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や消費者動向等を主要な仮定としていますが、当該仮定は2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことによる将来の需要変動によって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、簿価の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 非上場株式の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く非上場株式）693百万円、投資有価証券評価損　2百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である非上場株式への投資は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上しております。実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先の超過収益力を反映して１株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し超過収益力が期末日まで毀損していないと認められる非上場株式は、超過収益力を反映して株式の実質価額を算定しております。当該投資先の超過収益力等を含む実質価額が著しく下落した場合には翌連結会計年度において評価損を計上する可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　10,374百万円

6．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類
北海道	22店舗	建物等
北海道	事業用資産	ソフトウェア

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

閉店を決定した店舗や営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、利用中止したソフトウェアについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。回収可能価額の算定は、使用価値によっております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	103百万円
工具、器具及び備品	37百万円
ソフトウェア	36百万円
計	177百万円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　14,236,564株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月10日定時株主総会	普通株式	128	9.34	2022年5月15日	2022年8月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月9日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	138	10.00	2023年5月15日	2023年8月10日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式　　60,000株

8．金融商品に関する注記
(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程にしたがい、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、市場価格のないものは当該企業の事業の状況等により、減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
保証金及び敷金は、主に店舗の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化に回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
買掛金及び未払金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。
借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金に係る金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施してヘッジしております。
デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動に対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。
デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程にしたがっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。
また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。
なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。
③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年５月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
①　投資有価証券	1	1	－
②　敷金及び保証金	6,512		
貸倒引当金（※１）	△11		
	6,500	6,189	△311
資産計	6,502	6,191	△311
③　長期借入金（※２）	11,734	11,735	0
負債計	11,734	11,735	0
デリバティブ取引(※３)	△53	△53	－

（※１）敷金及び保証金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	596
優先株式	18
組合出資金（※１）	92

（※１）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1	－	－	1
資産計	1	－	－	1
デリバティブ取引				
金利関連	－	△53	－	△53
負債計	－	△53	－	△53

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	6,189	－	6,189
資産計	－	6,189	－	6,189
長期借入金	－	11,735	－	11,735
負債計	－	11,735	－	11,735

(注) 時価の算出に用いた時価評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もりした保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9．収益認識に関する注記

(1)　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント リテール事業	その他	合計	調整額	連結計算書類計上額
売上高					
ドラッグストア	78,229	－	78,229	－	78,229
インバウンド	2,534	－	2,534	－	2,534
調剤	4,155	－	4,155	－	4,155
その他	663	1,132	1,795	－	1,795
顧客との契約から生じる収益	85,582	1,132	86,715	－	86,715
その他の収益	709	56	766	－	766
外部顧客への売上高	86,292	1,188	87,481	－	87,481
セグメント間の内部売上高又は振替高	54	338	393	△393	－
計	86,346	1,527	87,874	△393	87,481

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する収益認識基準に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

(2)　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)　会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため注記を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　632円18銭

(2)　１株当たり当期純利益　　6円33銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年5月15日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**177**	**流動負債**	**551**
現金及び預金	138	短期借入金	410
未収還付法人税等	11	未払金	48
その他	28	未払費用	65
		未払法人税等	11
		未払消費税等	13
		その他	2
固定資産	**8,974**	**負債合計**	**551**
有形固定資産	**0**	**純資産の部**	
器具備品	0	**株主資本**	**8,596**
無形固定資産	**14**	**資本金**	**1,003**
		資本剰余金	**7,420**
商標権	11	資本準備金	253
ソフトウェア	3	その他資本剰余金	7,166
		利益剰余金	**472**
投資その他の資産	**8,959**	その他利益剰余金	472
		繰越利益剰余金	472
投資有価証券	532	**自己株式**	**△299**
関係会社株式	8,394	**評価・換算差額等**	**△1**
		その他有価証券評価差額金	△1
繰延税金資産	33	**新株予約権**	**4**
その他	0	**純資産合計**	**8,600**
資産合計	**9,152**	**負債純資産合計**	**9,152**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年 5 月16日から
2023年 5 月15日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**832**
営業費用		**696**
営業利益		**136**
営業外収益		
受取利息	0	
その他	8	**8**
営業外費用		
支払利息	1	
その他	7	**8**
経常利益		**135**
特別利益		
投資有価証券売却益	29	**29**
税引前当期純利益		**165**
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	△6	**21**
当期純利益		**144**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年５月16日から
2023年５月15日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,000	250	7,166	7,416	456	456
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△128	△128
当期純利益					144	144
自己株式の取得						
新株の発行	3	3		3		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	3	3	-	3	15	15
当期末残高	1,003	253	7,166	7,420	472	472

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	△299	8,574	-	-	4	8,579
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△128				△128
当期純利益		144				144
自己株式の取得	△0	△0				△0
新株の発行		6				6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1	△1		△1
事業年度中の変動額合計	△0	22	△1	△1	-	21
当期末残高	△299	8,596	△1	△1	4	8,600

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。 但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法を採用しております。
無形固定資産	定額法を採用しております。

（3）収益及び費用の計上基準

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金になります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行業務として認識しております。当該履行業務は時の経過に連れて充足されることから、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

(1)非上場株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く非上場株式）　532百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「４．会計上の見積りに関する注記(3)非上場株式の評価」に記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20百万円
短期金銭債務	481百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	832百万円
	その他の営業取引高	361百万円
	営業取引以外の取引高	1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	432,803株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払株主優待経費の否認等によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注) 4	科　目	期末残高
子会社	株式会社サッポロドラッグストアー	所有 直接100%	経営指導	経営指導料受取(注)1	690	－	－
			役員の兼任	出向者受入(注)2	316	未払金 未払費用	34 36
			資金の借入	資金の借入	460	短期借入金	410
				資金の返済	50		
				利息の支払(注)3	1		

(注) 1. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 株式会社サッポロドラッグストアーが支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

3. 借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	622円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円46銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年７月6日

サツドラホールディングス株式会社
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉岡　昌樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴本　岳志

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2022年５月16日から2023年５月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サツドラホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年７月６日

サツドラホールディングス株式会社
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉岡　昌樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴本　岳志

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2022年５月16日から2023年５月15日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年５月16日から2023年５月15日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部監査部門の監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月7日

サツドラホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員　川上和夫　㊞

監査等委員　山本明彦　㊞

監査等委員　河野宏子　㊞

(注) 監査等委員川上和夫及び山本明彦及び河野宏子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上